

令和 3 年度

水道用ポリ塩化アルミニウム仕様書

仙台市水道局

## 1 品名

水道用ポリ塩化アルミニウム

## 2 品質及び評価方法

本仕様書に定める水道用ポリ塩化アルミニウムは、JWWA K 154:2016（水道用ポリ塩化アルミニウム）に定める品質と同等以上のものとし、下記品質を満たすものとする。

### (1) 品質

#### ①品質-1

浄水または浄水処理過程において、設定最大注入率で使用したときの浄水中の濃度が、「水道施設の技術的基準を定める省令」（平成 12 年 厚生省令第 15 号 最終改正令和 2 年 3 月）の別表第一に掲げている基準に適合すること。

設定最大注入率は 300 mg/L とする。

#### ②品質-2

項 目	品 質
外観	無色～黄味がかった薄い褐色の透明な液体
比重 (20℃)	1.19 以上
酸化アルミニウム (Al <sub>2</sub> O <sub>3</sub> ) %	10.0 ～ 11.0
塩基度 %	56 ～ 75
pH値 (10g/L溶液)	3.5 ～ 5.0
硫酸イオン (SO <sub>4</sub> <sup>2-</sup> ) %	3.5 以下

### (2) 評価方法

#### ①凝集性能判定基準

JWWA K 154:2016 の凝集性能試験により、上澄水濁度の最低値が 0.5 度以下であること。

#### ②評価方法

JWWA K 154:2016（水道用ポリ塩化アルミニウム）及び「水道用薬品類の評価のための試験方法ガイドライン（平成 16 年 3 月 厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生・食品安全部水道課 最終改正平成 29 年 3 月）」に基づくこと。

## 3 品質試験

落札候補者は、本局の指定する日までに製品の試験成績書、又は品質保証を受けている場合には認証登録証の写しを提出すること。

また、本局の指定する日までに納入する製品のサンプルを提出し、確認を受けること。

なお、本局においては、納入期間中に適時納入製品を抽出し、品質の確認を行うことがある。

## 4 品質の保証

品質確認の結果、本局が不合格と認めた場合、または納入後に性状が変化した場合は、すみやかに本仕様書に適合した製品を納入しなければならない。

## 5 契約方法及び契約期間

契約方法は 1 kg 当たりの単価契約とする。

契約期間は、契約の日から令和 4 年 3 月 31 日までとする。

## 6 納入

- (1) 納入に際しては、事前に納入月日、納入数量を本局各浄水場の担当者が連絡する。
- (2) 小型タンクローリーでの1回の最低納入数量は500kgとし、大型タンクローリーでの1回の最低納入数量は5,000kgとする。また、最低納入数量以下での納入が必要な場合は、別途協議を行うものとする。
- (3) 納入時には製品の試験成績書(上記「品質-2」)を提出すること。
- (4) 納入品は、上記「3. 品質試験」を受けた製造工場の製品、または認証登録証により製品の品質の認証を受けた工場で製造されたものを納入すること。
- (5) 搬入作業前及び終了後には、必ず本局の立会いのうえ確認を受けること。
- (6) 工場から本局が指定する納入場所までの搬入、積み下ろし等の費用は全て納入業者の負担とする。(作並浄水場、熊ヶ根浄水場は小型タンクローリーでの納入とする。)
- (7) 納入品の計量は、(一社)宮城県計量協会、または計量法に基づく計量器により行い、計量証明書等を提出するものとし、その費用は全て納入業者の負担とする。

## 7 納入場所

- (1) 高塩基度・大型タンクローリー
  - ①茂庭浄水場 仙台市太白区茂庭字上ノ原山 128 電話 281-2211
  - ②国見浄水場 仙台市青葉区国見六丁目 51-1 電話 234-4236
  - ③中原浄水場 仙台市青葉区芋沢字中原 24 電話 394-2507
  - ④福岡浄水場 仙台市泉区福岡字台 103-2 電話 379-3633
- (2) 高塩基度・小型タンクローリー
  - ①作並浄水場 仙台市青葉区作並字岳山 133 い 1 林班 電話 391-4211
  - ②熊ヶ根浄水場 仙台市青葉区大倉字下窪 3-1 電話 391-2301

## 8 納入予定数量

納入予定数量は、水質状況等により変更する場合があります、下記の数量未満でも超過しても同一単価で納入するものとする。

### (1) 高塩基度・大型タンクローリー (単位: kg)

場所 月	茂庭 浄水場	国見 浄水場	中原 浄水場	福岡 浄水場
4月	80,000	70,000	20,000	30,000
5月	100,000	70,000	20,000	40,000
6月	100,000	50,000	20,000	30,000
7月	140,000	50,000	20,000	40,000
8月	120,000	60,000	30,000	40,000
9月	120,000	60,000	35,000	30,000
10月	160,000	60,000	40,000	40,000
11月	140,000	60,000	30,000	30,000
12月	120,000	60,000	30,000	40,000
1月	100,000	60,000	20,000	40,000
2月	80,000	60,000	20,000	28,000
3月	120,000	70,000	20,000	40,000
小計	1,380,000	730,000	305,000	428,000
合計	2,843,000			

(2) 高塩基度・小型タンクローリー（単位：kg）

場所 月	作並 浄水場	熊ヶ根 浄水場
4月	2,000	500
5月		
6月	2,000	500
7月		
8月	2,000	500
9月		500
10月	2,000	500
11月		
12月	2,000	500
1月		
2月		
3月	1,500	500
小計	11,500	3,500
合計	15,000	

9 支払い

支払いは、納入された数量を毎月末に集計し、契約単価により翌月以降精算するものとし、期限に関しては、水道局が請求書を受領した日から30日以内に支払うものとする。

10 その他

契約後、連絡体制表を提出すること。また、ゴールデンウィーク・お盆・年末年始の体制については、別途提出すること。

本仕様書に定めていない事項については、契約書と本局の指示による。

以上